

○八千代市ふるさと応援基金条例

平成29年3月24日

条例第3号

(設置)

第1条 ふるさと納税寄附金（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金控除制度を活用して本市に寄附された寄附金をいう。以下「寄附金」という。）を活用するとともに、寄附金の一部を積み立てて管理運用することで魅力あるまちづくりの円滑な推進を図るため、八千代市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（令7条例4・一部改正）

(対象事業)

第2条 寄附金及び基金を充てる事業は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想において将来都市像の実現に向けたものとして掲げる事業とする。

2 市長は、前項に規定する事業のほか、寄附金及び基金を充てる事業を定めることができる。

（令7条例4・一部改正）

(事業の指定等)

第3条 寄附者は、寄附を行うに当たり、前条に規定する事業のうちから自ら寄附金をその財源に充てることについて希望する事業を指定することができる。

2 寄附者が寄附金の使途の指定を行わない場合の寄附金の使途については、市長が指定するものとする。

(積立て)

第4条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

（令7条例4・一部改正）

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第2条に規定する事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第4号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。